

議 第 11 号
平成29年2月8日提出

熊本市社会教育委員の委嘱について

熊本市社会教育委員を次のとおり委嘱したいので、議決を求める。

熊本市教育長 岡 昭 二

| 区分 | 氏名 | 所属団体・役職等 | 任期 |
|--------------|---------|------------------------|--------------------------|
| 学識経験者 | 小澤 雄二 | 熊本大学教育学部准教授 | 平成29年2月8日 ～平成29年5月31日 |
| 学校教育 | 溜淵 孝二 | 熊本市中学校長会会長 | 平成29年2月8日 ～平成29年5月31日 |
| 社会教育 | 中川 ケイ子 | 熊本市地域婦人会連絡協議会 副会長 | 平成29年2月8日 ～平成29年5月31日 |
| 社会教育 | 田中 敦朗 | 一般社団法人 熊本青年会議所 理事長 | 平成29年2月8日 ～平成29年5月31日 |
| 社会教育 家庭教育 | 佐土原 眞奈美 | 熊本市 P T A 協議会 教養委員長 | 平成29年2月8日 ～平成29年5月31日 |

(提出理由)

社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条並びに熊本市社会教育委員条例（昭和28年条例第40号）第1条及び第2条の規定により、熊本市社会教育委員を委嘱する為、熊本市教育委員会教育長事務委任等規則（昭和27年教委規則第6号）第1条第12号の規定に基づき教育委員会の議決を求めるものである。

これが、この議案を提出する理由である。

熊本市社会教育委員名簿(案)

| 区分 | 氏名 | 所属団体・役職等 | 備考 |
|--------------|---------|-------------------|----|
| 学識経験者 | 小澤 雄二 | 熊本大学教育学部准教授 | 新任 |
| 学校教育 | 溜淵 孝二 | 熊本市中学校長会会長 | 新任 |
| 社会教育 | 中川 ケイ子 | 熊本市地域婦人会連絡協議会副会長 | 新任 |
| 社会教育 | 仁尾 昭 | 熊本市地域公民館連絡協議会会長 | |
| 社会教育 | 田中 敦朗 | 一般社団法人 熊本青年会議所理事長 | 新任 |
| 社会教育 家庭教育 | 高木 徳文 | 熊本市家庭教育地域リーダー | |
| 家庭教育 | 東田 恵子 | 心理相談員 | |
| 社会教育 家庭教育 | 佐土原 眞奈美 | 熊本市PTA協議会教養委員長 | 新任 |
| 市民公募 | 田中 森士 | 市民公募 | |

任期：平成27年6月1日から平成29年5月31日

ただし、新任は平成29年2月8日～平成29年5月31日

○熊本市社会教育委員条例

昭和 28 年 6 月 10 日

条例第 40 号

第1条 社会教育法(昭和24年6月10日法律第207号)第15条第1項の規定に基づき本市に社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

第2条 委員は、9名以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

3 欠員補充により委嘱した委員の任期は前任者、前任者の残任期間とする。

○社会教育法

昭和 24 年 6 月 10 日

法律第 207 号

(社会教育委員の構成)

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

(社会教育委員の職務)

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

(社会教育委員の委嘱の基準等)

第十八条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

○社会教育委員及び公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令

平成 23 年 12 月 1 日

文部科学省令第 42 号

(社会教育委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準)

第一条 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号。以下「法」という。)第十八条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。